

土砂災害警戒区域等の指定（改正）案に対する意見について

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第7条第1項、第3項ないし第5項の規定に基づき、以下のとおり公表します。

1 改正しようとする区域名称

- 夏梅（2）（急）I-2（123030154）、若杉（10）II（123030024）

令和6年12月6日付け兵庫県公報第573号登載の該当公告（別紙1）に記載する区域

2 意見等の要旨及びこれに対する県の考え方

意見等の要旨	これに対する県の考え方
意見書の提出なし	

3 公表資料の公表期間

令和7年2月1日から令和7年8月1日まで

兵庫県公報

令和6年12月6日/金曜日 第573号

発行人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急医療機関の認定（同）	1
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	3
○ 濱戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	5
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	5
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（淡路県民局）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7

公 告

○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（砂防課）	7
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 令和7年度兵庫県立淡路景観芸学校景観芸専門研修の研修生募集（公園緑地課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12
○ 同 上（東播磨県民局）	13

教育委員会公告

○ 入札公告	13
○ 公安委員会告示	
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	15

告 示

兵庫県告示第1066号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和6年12月6日

兵庫県知事 斎藤元彦

名 称 医療法人朝源会 大隈病院
所 在 地 尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号
撤回年月日 令和6年10月31日



兵庫県告示第1057号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、新たに申出のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和6年12月6日

兵庫県知事 斎藤元彦

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
塔下土地改良区	洲本市五色町鮎原塔下879

- 3 指定する理由

洲本市五色町鮎原塔下地域内塔下川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1078号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

兵庫県淡路県民局長 川井史彦

- 1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市八木養宜上866-1

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
上八木土地改良区	南あわじ市八木養宜上919

- 3 指定する理由

南あわじ市八木養宜上地域内養宜川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第1079号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年12月6日

兵庫県淡路県民局長 川井史彦

- 1 指定する貯水施設の所在地

南あわじ市福良甲388

- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
長見山水利組合	南あわじ市福良甲907-1

- 3 指定する理由

南あわじ市福良甲地域内長見川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部及び令和2年兵庫県告示第401号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 改正しようとする区域の案

若杉(10) II (123030024) の頁中別図 24 を次の図面のとおり改める。

夏梅(2)(急) I-2(123030154)の頁中別図8を次の図面のとおり改める。

(これらの図面は省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和6年12月13日（金）から同月27日（金）まで

3 改正の案の閲覧場所

但馬県民局養父土木事務所管理課及び養父市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局養父土木事務所管理課

〒667-0022 養父市八鹿町下網揚320

(3) 提出期限

令和6年12月27日（金）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年1月31日（金）までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

については、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和6年12月6日

兵庫県知事 斎藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヨシテ杭瀬

所在地 尼崎市杭瀬本町一丁目1番1号

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
------------	-------------------	------

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

(仮称)駅の街杭瀬ショッピングセンター

イ 変更後

ヨシテ杭瀬

(2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	藤原崇起
------------	-------------------	------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

阪神電気鉄道株式会社	大阪市福島区海老江一丁目1番24号	久須勇介
------------	-------------------	------

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------